

利用上の注意

この報告は、平成22(2010)年12月31日現在で実施された『工業統計調査』における「広島県内の製造事業所」について、本県が独自に集計した結果である。

【工業統計調査(経済産業省所管)】

『統計法(平成19年法律第53号)』に基づく「基幹統計調査」として、工業(製造業)の実態を明らかにすることを目的に、全国の製造事業所(工場)を対象に、経済産業省が、毎年12月31日現在で実施している調査であり、その調査結果は、産業振興、地域開発等の基礎資料として行政上はもとより各方面で広く活用されている。

※ 西暦末尾が「0, 3, 5, 8」の年は全事業所、それ以外の年は従業者4人以上の事業所が対象である。ただし、平成22年(2010)年調査は、平成24年2月実施の経済センサスー活動調査で全事業所を調査対象としているため、この工業統計調査は従業者4人以上の事業所を対象とした。

調査の範囲 日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く)

調査の方法 申告者(事業所の管理責任者)の自計申告
《調査票》・従業者30人以上の事業所 ・「工業調査票 甲」(巻末添付)
・従業者29人以下の事業所 ・「工業調査票 乙」(巻末添付)

調査の形態 調査員調査・本社一括調査・国直轄事業所調査の3形態

- ① 調査員調査(本社一括調査及び国直轄事業所調査以外の事業所)
経済産業省 ⇄ 広島県 ⇄ 市区町 ⇄ 調査員 ⇄ 事業所
- ② 本社一括調査(3ヶ所以上の対象事業所を持ち、本社での一括回答を希望する事業所)
経済産業省 ⇄ 事業所(本社)
- ③ 国直轄事業所調査(前年調査実施時点で従業者数が200人以上の事業所)
経済産業省 ⇄ 事業所

主な集計項目と用語の説明

- ① 事業所数は、平成22年12月31日現在の数値である。
事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。
- ② 従業者数は、平成22年12月31日現在の数値である。
従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、掲載している統計表の従業者数は臨時雇用者を除いたものである。
(ア) 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含まない。
(イ) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。
 - a 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
 - b 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
 - c 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う
 - d 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
 - e 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
 - (a) 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向している者を除く。
 - (b) 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
 - (c) 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。
(ウ) 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

- ③ 現金給与総額は、平成22年1年間に常用労働者のうち雇用者(「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう)に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額との合計である。
- ④ 原材料使用額等は、平成22年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。
※ 本文中にあっては、「原材料使用額等」を「原材料額」と表記する。
- (ア) 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- (イ) 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- (ウ) 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- (エ) 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- (オ) 転売した商品の仕入額とは、平成22年1年間において、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいう。
- ⑤ 製造品出荷額等は、平成22年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。
※ 本文中にあっては、「製造品出荷額等」を「出荷額」と表記する。
- (ア) 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む)を、平成22年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
- a 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- b 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
- c 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成22年中に返品されたものを除く)
- (イ) 加工賃収入額とは、平成22年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- (ウ) その他収入額とは、上記(ア)及び(イ)以外〔例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等〕の収入額をいう。
- ⑥ 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれる。
- ⑦ 有形固定資産の額は、平成22年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。
- (ア) 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
- a 土地
- b 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む)
- c 機械及び装置(附属設備を含む)
- d 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- (イ) 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- (ウ) 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ⑧ リース契約による契約額及び支払額
- (ア) リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。
- (イ) リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成22年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。
- (ウ) リース支払額とは、平成22年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。したがって、平成22年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

計算項目の算式

- ① 生産額
= 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
- ② 付加価値額
(ア) 「従業者 30 人以上の事業所」の場合
製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
- (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額
(イ) 「従業者 4~29 人の事業所」の場合
製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等
※ 平成 12 年までの付加価値額は、従業者 4~9 人の事業所については粗付加価値額であり、平成 13 年以降の付加価値額は、従業者 4~29 人の事業所については粗付加価値額となっている。
- ③ 粗付加価値額
= 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等
- ④ 付加価値率
= [付加価値額 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100
- ⑤ 従業者 1 人当たり付加価値額
= 付加価値額 / {常用労働者年間月平均数(常用労働者毎月末現在数の合計 / 12) + 個人事業主及び無給家族従業者数}
- ⑥ 現金給与率
= [現金給与総額 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100
- ⑦ 常用労働者のうち雇用者 1 人当たり現金給与額
= 常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額 / 常用労働者のうち雇用者数
- ⑧ 労働分配率 = (現金給与総額 / 付加価値額) × 100
- ⑨ 原材料率
= [原材料使用額等 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100
- ⑩ 在庫率 = [年末在庫額 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100
- ⑪ 有形固定資産投資総額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の年間増減
- ⑫ 有形固定資産純投資額 = 有形固定資産投資総額 - 有形固定資産除却額 - 減価償却額
- ⑬ 資本装備率
= 有形固定資産年末現在高 / 常用労働者年間月平均数 (常用労働者毎月末現在数の合計 / 12)
- ⑭ 資本係数
= 有形固定資産年末現在高 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}
※ 内国消費税額とは、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計をいう。平成 13 年調査より、内国消費税額については消費税を除く調査としたことから、「推計消費税額」の算出にあたっては、直接輸出分、原材料、設備投資(土地を除く有形固定資産取得額)を除いている。

数値及び記号

- (1) 各項目の数値は四捨五入〔金額は単位未満、比率は小数点以下第 2 位〕しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- (2) 統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを表している。
また、「X」は事業所数、従業者数を除く項目での秘匿である。これは、1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3 以上の事業所に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

その他の注意事項

- (1) 今回公表の数値は、県の独自集計結果であり、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (2) 表中の数値は四捨五入したため、内訳が合計に一致しない場合がある。
- (3) 1つの事業所内で複数の産業分類項目に該当する品目が製造されている場合、原則として、主な製造品目が属する産業分類にその事業所全体を決定する(産業格付)ので、各品目の当該年の製造品荷額等の割合が変動した場合、その事業所の属する産業分類が前年と異なる場合がある。
- (4) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しない。
- (5) 平成20年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、平成19年の数値(旧分類)を平成20年の分類で再集計し計算した。
- (6) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。

日本標準産業分類の改定に伴う工業統計調査の産業分類改定

《主な改定内容》

- ① 「衣服・その他の繊維製品製造業」は、「繊維工業」へ統合された。
- ② 「一般機械器具製造業」は、「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」へ3分割された。
- ③ 「精密機械器具製造業」は、「業務用機械器具製造業」と「その他の製造業」へ分割された。

旧分類 [平成19(2007)年以前]			新分類 [平成20(2008)年以降]	
産業中分類番号	産業名称	--- 統合 一部移設 —— 分割	産業中分類番号	産業名称
09	食料品製造業		09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業		10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業		11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	---	12	木材・木製品製造業 (家具を除く)
13	木材・木製品製造業		13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業		15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業		16	化学工業
17	化学工業		17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業		18	プラスチック製品製造業
19	プラスチック製品製造業		19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業		21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業		22	鉄鋼業
23	鉄鋼業		23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業		24	金属製品製造業
25	金属製品製造業		25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	——	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	——	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	——	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	——	32	その他の製造業

【問い合わせ先】 広島県 総務局 統計課 商工統計グループ
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
TEL (082) 513-2542(ダイヤルイン)

この内容については、「**広島の統計**」のホームページにも掲載しています。
「**広島の統計**」ホームページアドレス <http://toukei.pref.hiroshima.lg.jp>